

第 2 3 回

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

定 期 総 会 資 料

平成 2 8 年 5 月 2 1 日 (土)
午後 2 時 3 0 分 受付
午後 3 時 0 0 分 開会

フレンド郡山研修センター

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 事務所

〒639 - 0226 奈良県香芝市五位堂 3 丁目 599 - 2 ホワイタウン 301 号
TEL 0745 - 78 - 2280

1. 定足数確認 : 会員管理部長 吉田 陽亮
2. 開会宣言 : 事務局長 増田 崇
3. 会長挨拶 : 会 長 石橋 睦仁
4. 議長団選出
5. 議 事 :
 - 第1号議案 平成27年度事業・決算及び監査報告の承認に関する件
 - 第2号議案 平成28年度事業計画・予算案の承認に関する件
6. 閉会宣言

第1号議案

平成27年度事業・決算及び

監査報告の承認に関する件

会長 石橋 睦仁

総括報告

平成27年度は、会長及び理事3名の交代にて、新体制で前執行部からの事業を引き継ぐ形でスタートしました。役員、部長、委員長そして部員、委員の皆様これまで以上に活躍していただき、予定事業をほぼ終えることができました。誠にありがとうございます。特に今年度は、「公益法人立ち入り調査対応」及び「事務局機能の強化」、「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」、「政治活動促進」の4大テーマを持って活動してまいりました。

「公益法人立ち入り調査対応」は、事務局並びに各局、部、委員会の皆様の活動と記録により、本会の活動状況は、特に大きな指摘事項もなく、公益法人として問題なく遂行していることを裏付けるものとなりました。今後も、県民の皆様へ公益法人として、さらに信頼され、活用していただけるようにしていきたいと思います。

「事務局機能の強化」については、ホームページの活用・充実を図り、まだ細かな調整は必要ですが、概ね活用できる状態で推移してきています。その機能の一つとして、「お知らせ」メールの登録・活用を推進し、会員への案内等についてのペーパーレス化も本年度で一応の区切りとして、紙媒体でのアナウンスを廃止することとなりました。これにより印刷費の大幅な削減を図ることが期待されます。ただし、必要性があれば、紙媒体でのアナウンスは発行しますので、理事会への上申をお願いします。各部、委員会の負担軽減に基づき、事務員の雇用（パート）を進め、平成28年4月に1名を正式雇用を目途につき、3月より準備期間として、本会の事業内容を把握していただいております。

「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」については、地域包括ケアシステム推進委員会にて、各リーダー導入研修の修了者に登録を促し、各地域での活動ができるように組織作りを行ってきました。登録者及び実際活動できる人材を増やすべく、リーダー導入研修の継続開催や、各種会議等も進めているところです。また、行政からの依頼や要望に対応できるように中村理事を窓口として、リハビリテーション3団体として、一般社団法人奈良県作業療法士会、奈良県言語聴覚士会と協力体制を構築しているところです。この地域包括ケアシステムは、各地域特性に応じて各自治体が事業展開を行っている、これから行っていくことになるので、その地域特性を理解し、活動するためには、幅広い地域のセラピストが介入していく必要があります。是非会員の皆様の参画をお願いいたします。

「政治活動促進」については、日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟と協力し、日本理学療法士協会の半田会長、小川副会長の県内施設訪問同行、特別研修会の開催、政治団体パーティー参加など、積極的活動をしています。会員の皆様もその際は、協力いただきありがとうございました。今後も、理学療法士に関連した政治に関する興味・意識を高め、我々の職能団体としての活動拡大を図れるようにすること、それにより県民の皆様の健康的な生活を支援することに、広く我々が関われるように、更なる協力をお願いいたします。

各局、各部、各委員会は以下のごとく計画通りに行われました。

1. 事務局に関すること

総務部と財務部は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守し業務を行いました。

公益法人立ち入り調査の対応も行い、指摘事項への対処も速やかに行いました。

会員管理部と福利厚生部は計画通りに遂行されました。

2. 社会局に関すること

医療保険部、介護保険部、社会福祉部は計画通りに遂行されました。

特に医療保険部においては、平成28年度の診療報酬改定の情報収集・提供をタイムリーに行いました。

理学療法啓発部は「理学療法フェスタ」第23回公開講座も企画運営をいたしました。

3. 学術局に関すること

生涯学習部、研修部、学術誌部は計画通りに遂行されました。

研修部においては、今年度より（公社）日本理学療法士協会の理学療法士講習会（基本編）を本会の事業として行いました。

4. 広報局に関すること

会誌部は計画通りに遂行されました。

ホームページ管理部はホームページの修正および各部委員会へのシステム説明・活用に努めました。

5. 委員会に関すること

①第25回学会は藤川和仁学会長、細川彰子準備委員長の努力で盛会裡に終わりました。

②第26回学会は堀内成浩学会長、高島正治準備委員長を中心に準備が進んでいます。

③表彰審査委員会は審査事業を行いました。

④新人研修委員会は6コースを開催しました。

⑤専門領域委員会では、7つの勉強会が活発に活動しています。

⑥ブロック活動推進委員会は各ブロックでの症例検討会を実施しました。

⑦選挙管理委員会は（公社）日本理学療法士協会の代議員選挙に協力しました。

⑧スポーツメディカルサポート委員会は、高校野球奈良県大会のフルサポートやなら

マラソンでの活動拡大への対応と勉強会も増やし、人材確保への取り組みを行いました。

⑨地域包括ケアシステム推進委員会はリーダー導入研修の継続開催と、自治体への対応に努めました。

⑩政策委員会は日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟と協力し活動しました。日本理学療法士協会半田会長および小川副会長の施設訪問同行、特別研修会を開催しました。

会長会務

月/日/曜	用務	会場（場所）
会長	尾崎 文彦	
4/ 2 木	畿央大学 入学式	畿央大学（広陵町）
3 金	奈良リハビリテーション専門学校 入学式	阪奈中央リハ専門学校（四条畷市）
〃	関西学研医療福祉学院 入学式（代：石橋）	県新公会堂（奈良市）
4 土	白鳳女子短期大学 入学式	白鳳女子短期大学（王寺町）
6 月	奈良県議会議員選挙亀田忠彦候補者事務所 訪問	事務所（橿原市）
7 火	理学療法啓発部 会場打合せ及び会議	郡山イオン（大和郡山市）
〃	日本理学療法士連盟 田中昌史会長 来訪	東大寺福祉療育病院（奈良市）
12 日	日本3協会 地域包括ケアシステムに関する研修会（代：石橋）	TKP 田町カンファレンスセンター（港区）
14 火	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
15 水	介護保険部 介護報酬改定に関する情報交換会	かしはら万葉ホール（橿原市）
21 火	グラクソ・スミスクライン株式会社 宗英樹氏 来訪	東大寺福祉療育病院（奈良市）
23 木	財務監査	かしの木園（橿原市）
25 土	定例理事会 第1回	事務所（香芝市）
28 火	山口和之参議院議員 来訪	東大寺福祉療育病院（奈良市）
5/ 1 金	理学療法啓発部 会議	済生会中和病院（桜井市）
11 月	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
21 火	奈良医療センター星田院長、平林特命副院長 グラクソ・スミスクライン株式会社 黒岡氏 宗氏 訪問	奈良医療センター（奈良市）
20 水	理学療法啓発部 会議	済生会中和病院（桜井市）
23 土	第22回定期総会	フレト [®] 郡山研修センター（大和郡山市）
会長	石橋 睦仁	
5/ 23 土	第22回定期総会	フレト [®] 郡山研修センター（大和郡山市）
〃	臨時理事会（会長・副会長選出）	フレト [®] 郡山研修センター（大和郡山市）

		〃	定例（拡大）理事会 第2回	フレッド郡山研修センター（大和郡山市）
30	土		日本協会 第1回近畿ブロック委員会	新大阪丸ビル（大阪市）
		〃	日本協会 近畿ブロック委員会懇親会	居酒屋（大阪市）
6/	5	金	第50回日本理学療法学会大会	東京国際フォーラム（千代田区）
	6	土	第50回日本理学療法学会大会	東京国際フォーラム（千代田区）
		〃	日本理学療法士協会50周年記念式典・祝賀会	ホテルオークラ（港区）
	7	日	第50回日本理学療法学会大会	東京国際フォーラム（千代田区）
	13	土	日本協会 第44回定時総会	ベルサール半蔵門（千代田区）
	17	水	（公社）奈良県柔道整復師会 川口会長、大石理事来訪	高の原中央病院（奈良市）
	18	木	日本プライマリケア連合学会第29回近畿地方会 第6回実行委員会	奈良医大厳樞会館（橿原市）
	21	日	第1回新人教育プログラム	畿央大学（広陵町）
		〃	新人歓迎会	カニの家（橿原市）
	23	火	日本医療マネジメント学会奈良支部理事会	近大奈良病院（生駒市）
	24	水	なら新人研修システム『呼吸器コース』 修了証授与式	畿央大学（広陵町）
	25	木	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
	27	土	痙縮治療地域連携講演会	奈良県文化会館（奈良市）
	28	日	第25回奈良県理学療法士学会・表彰状授与式	奈良産業会館（大和高田市）
7/	4	土	定例理事会 第3回	事務所（香芝市）
	5	日	ならスポーツメディカルサポート委員会 第2回勉強会	畿央大学（広陵町）
	6	月	地域包括ケアシステム推進委員会 会議	畿央大学（広陵町）
	12	日	理学療法フェスタ・第23回公開講座	郡山イオン（大和郡山市）
		〃	研修部 第1回研修会懇親会	居酒屋（香芝市）
	23	木	日本プライマリケア連合学会第29回近畿地方会 第7回実行委員会	奈良医大厳樞会館（橿原市）
	25	土	リハビリ3団体連絡協議会	事務所（香芝市）
		〃	リハビリ3団体役員懇親会	（橿原市）
			地域包括ケアシステム推進委員会	
	31	金	第1回市町村担当グループリーダー会議	畿央大学（広陵町）
8/	1	土	日本協会 第2回近畿ブロック委員会	新大阪丸ビル（大阪市）
		〃	日本協会 近畿ブロック委員会懇親会	居酒屋（大阪市）
	20	木	日本プライマリケア連合学会第29回近畿地方会 第8回実行委員会	奈良医大厳樞会館（橿原市）
	21	金	地域包括ケアシステム推進委員会 会議	事務所（香芝市）
	31	月	日本協会 人材育成対策部会	TKP 田町カンファレンスルーム（港区）
9/	1	火	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
	11	金	日本協会 臨時士会長会議	TKP 田町カンファレンスセンター（港区）
	12	土	役員会議 第1回	事務所（香芝市）
	17	木	日本プライマリケア連合学会第29回近畿地方会 第9回実行委員会	奈良医大厳樞会館（橿原市）

	27	日	(公社)滋賀県理学療法士会 創立 40 周年記念式典・祝賀会	びわ湖ホール (大津市)
10/	3	土	奈良市長寿福祉課 平成 27 年度第 1 回多職種連携研修会 中ブロック	はぐくみセンター (奈良市)
	5	月	小川かつみ個人カード説明配布	登美ヶ丘リハビリテーション病院 (奈良市)
	6	火	小川かつみ個人カード説明配布	関西学研医療福祉学院 (奈良市)
	11	日	地域包括ケアシステム推進委員会 介護予防推進リーダー導入研修会	白鳳短期大学 (北葛城郡)
	13	火	調整会議	県総合医療センター (奈良市)
	14	水	地域包括ケアシステム推進委員会 グループリーダー会議	畿央大学 (広陵町)
	15	木	日本プライマリケア連合学会第 29 回近畿地方会 第 10 回実行委員会	奈良医大厳樞会館 (橿原市)
	17	土	奈良市長寿福祉課 平成 27 年度第 1 回多職種連携研修会 東ブロック	はぐくみセンター (奈良市)
	21	水	半田協会長来訪;施設訪問同行 (橿原市長選応援)	(橿原市)
	24	土	小川かつみ先生 来訪	事務所 (香芝市)
		〃	中間監査	〃
		〃	定例理事会 第 4 回	〃
	27	火	田野瀬議員事務所 太田議員来訪	高の原中病院 (奈良市)
	29	木	東大寺整肢園 60 周年記念式典	金鍾ホール (奈良市)
11/	8	日	奈良介護の日 2015 (代:松村理事)	なら 100 年会館 (奈良市)
	8	日	日本協会 組織運営協議会 (臨時士会長会議)	TKP 田町カンファレンスセンター (港区)
	10	火	中間監査 (財務)	橿原市子ども総合支援センター (橿原市)
	17	火	調整会議	県総合医療センター (奈良市)
	19	木	日本プライマリケア連合学会第 29 回近畿地方会 第 11 回実行委員会	奈良医大厳樞会館 (橿原市)
	21	土	日本協会 第 3 回近畿ブロック委員会	神戸国際展示場 (神戸市)
		〃	日本協会 第 3 回近畿ブロック委員会 役員懇親会	割烹ダイニングやすこ (神戸市)
		〃	第 5 回近畿理学療法学会大会	神戸国際展示場 (神戸市)
	22	日	第 5 回近畿理学療法学会大会	神戸国際展示場 (神戸市)
	23	祝	田野瀬太道君と明日の日本を考える会	シェラトン都ホテル大阪 (大阪市)
	26	木	平成 27 年度奈良県医師会創立記念式典 (代:中村理事)	奈良県医師会会館 (橿原市)
	28	土	役員会議 第 2 回	事務所 (香芝市)
	29	日	日本プライマリケア連合学会第 29 回近畿地方会	奈良県社会福祉総合センター (橿原市)
12/	3	木	奈良県障害者介護給付費等不服審査会 総会	県庁 (奈良市)
	5	土	リハ 3 団体合同 訪問リハ実務者研修会 開会式	畿央大学 (広陵町)
	8	火	調整会議	橿原市子ども総合支援センター (橿原市)
	8	火	財務部会議	橿原市子ども総合支援センター (橿原市)
	13	日	奈良マラソン 2015	第 7 救護所 (天理市)
	18	金	地域包括ケアシステム推進委員会 会議	事務所 (香芝市)
	19	土	役員会議 第 3 回	事務所 (香芝市)
		〃	奈良県医療推進協議会役員会	奈良商工会議所 (奈良市)

	20	日	リハ3団体合同 訪問リハ実務者研修会 閉会式	畿央大学（広陵町）
		〃	ならスポーツメディカルサポート委員会 勉強会	畿央大学（広陵町）
1/	6	水	奈良県総務課 公益法人立ち入り調査	事務所（香芝市）
		〃	調整会議	事務所（香芝市）
	15	金	新年会	くいもの屋「わん」（奈良市）
	16	土	リハビリ3団体連絡協議会	事務所（香芝市）
		〃	リハビリ3団体役員懇親会	ごきげんえびす（橿原市）
	17	日	定例（拡大）理事会 第5回	事務所（香芝市）
	30	土	日本医療マネジメント学会第奈良支部第11回学術集会	奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
		〃	日本医療マネジメント学会第奈良支部理事会	奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
2/	3	水	面接 事務員	事務所（香芝市）
		〃	調整会議	事務所（香芝市）
	13	土	定例理事会 第6回	事務所（香芝市）
	21	日	日本協会 臨時近畿ブロック士会長・事務局長会議	新大阪丸ビル（大阪市）
3/	2	水	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
	4	金	関西学研医療福祉学院 卒業式 （代：田平理事）	奈良春日野国際フォーラム（奈良市）
	6	日	衆議院議員高市早苗「お雛祭り幹事会&国政報告会」	たけまるホール（生駒市）
	7	月	奈良リハビリテーション専門学校 卒業式	阪奈中央リハ専門学校（四条畷市）
	10	木	（公社）奈良県柔道整復師会 川口会長、福本理事来訪 近畿学会講師推薦依頼	高の原中病院（奈良市）
	12	土	白鳳短期大学 卒業式	白鳳短期大学（北葛城郡）
		〃	役員会 第4回	事務所（香芝市）
	17	木	畿央大学 卒業式	畿央大学（広陵町）
	21	日	臨時都道府県理学療法士会長会議 （代：増田副会長）	田町カンファレンスルーム（港区）
		〃	3協会合同都道府県士会長会議 （代：増田副会長）	TKP 田町カンファレンスセンター（港区）
	28	月	小川かつみ先生 来訪 施設訪問・研修会	北和・中和ブロック施設 橿原文化会館
	29	火	小川かつみ先生 来訪 施設訪問 （代：西田副会長）	中和・南和ブロック施設

事業報告（各局・部・委員会）

事務局

局長 増田 崇

総務部（管理）

部長 中野 昌之

会議 2回開催

1. 定款・定款細則および諸規程の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管
6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務

会員管理部(他1・管理)

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業（年賀状郵送91件）
4. 郵送事業（27件）
5. 慶弔に関する事業
6. その他

平成27年度会員異動動向

新入会員（104名）

県内異動（51名）

転入異動（36名）

転出異動（44名）

休会（新規届のみ16名）

復会（2名）

退会（１３名）

改正（１８名）

財務部（管理）

部長 布上 芳雄

会議回数 ３２回開催

- １．財産・会計業務
- ２．予算・決算業務
- ３．会費徴収業務
- ４．資産管理業務

〔 会費未納者数 〕

平成２６年度・２７年度未納 （２０名）

平成２７年度未納 （４２名）

福利厚生部（他１）

部長 細川 彰子

- １．会議開催 ４回
- ２．福利厚生部事業

１）新入会員歓迎会

開催日時：平成２７年６月２１日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

参加人数：新入会員３８名、会員１２名 計５０名

２）マラソン大会参加（橿原RUN×2マラソン）

開催日時：平成２７年１１月２９日 「奈良県立橿原公苑」にて開催

参加人数：１１名

記録 ：３時間２３分５秒（９２チーム／１４４チーム中）

３）ボウリング大会（ＯＴ士会、ＳＴ士会合同）

開催日時：平成２７年１２月４日 「レインボーワールド橿原店」にて開催

参加人数：６８名（ＯＴ３３名、ＳＴ７名 計１０８名）

４）新年会

開催日時：平成２８年１月１５日 「くいもの屋「わん」大和西大寺店」にて開催

参加人数：２６名

５）傷害保険管理

社会局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公１）

部長 江村 修二

1. 部会 3回
2. 情報収集
 問い合わせ 5件
3. 協会との連絡 0件
4. 医療保険に関する情報提供 4件（ホームページへの掲載）

介護保険部（公１）

部長 櫻井 公統

1. 部会の開催 5回
2. 開催事業
 - 1) 平成27年度 介護報酬改定に関する情報交換会
日時：平成27年4月15日（水）19：00～20：45
場所：かしはら万葉ホール 4F 研修室2
参加人数：110名（うち、会員外19名）
 - 2) 平成27年度 介護報酬改定『その後』の情報交換会
日時：平成27年10月16日（金）19：00～21：15
場所：かしはら万葉ホール 5F 和室
参加人数：55名（うち、会員外3名）
 - 3) 第4回介護予防推進セミナー
テーマ：認知症予防のためのアセスメントとエクササイズ
日時：平成28年1月24日（日）9：30～12：00
場所：畿央大学 P301講義室
参加人数：101名（うち、会員外57名）

社会福祉部（公１）

部長 榮崎 彰秀

1. 部会3回開催
2. 社会福祉制度に関する情報収集と情報提供

本会ホームページに掲載していた「社会福祉部便り」について、各項目に関し情報収集を実施し、編集作業を行った。平成27年12月2日にホームページに再掲載を実施。

理学療法啓発部（公1）

部長 岡本 敦

部会開催回数 10回

1. 新聞広告掲載作業の管理・運営

→掲載依頼件数 10件

2. 理学療法フェスタ

日時：平成27年7月12日（日） 時間：10:00～16:00

場所：イオンモール大和郡山 イオンホール

1) 第23回 公開講座

テーマ：健康長寿実現のために今できること 一体と心の準備-

講師：高取 克彦（畿央大学）

「誤嚥にナラン！体操」のDVD配布

参加者数：一般60名 会員28名 合計88名

2) 理学療法啓発活動

相談会、パネル展示、リーフレットとグッズ（うちわの作成）の配布

3) 体力測定

3. 平成28年度 第24回 公開講座の企画

4. 第4回 理学療法川柳募集

→応募総数 178首 （2016年2月14日 入選作品を協会HPに公開）

5. なら介護の日2015の運営協力

学術局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催 3回

2. 新人教育プログラムセミナーの開催

1) 第1回新人教育プログラムセミナー

日時：平成27年6月21日（日）9:30～12:00

場所：畿央大学 KB04教室

テーマ・講師：『理学療法と倫理』

門脇 明仁（奈良県総合医療センター）

『協会組織と生涯学習システム』

石橋 睦仁（高の原中央病院）

参加人数：72名（うち、会員外0名）

2）第2回新人教育プログラムセミナー

日時：平成27年9月27日（日）9：30～15：15

場所：畿央大学 KB04教室

テーマ・講師：『理学療法における関連法規（労働法を含む）』

門脇 明仁（奈良県総合医療センター）

『人間関係および接遇（労働衛生を含む）』

北村 哲郎（奈良県立医科大学附属病院）

『臨床実習指導方法論』

井上 裕水（白鳳短期大学）

『リスクマネジメント（安全管理と感染予防を含む）』

中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：56名（うち、会員外1名）

3）第3回新人教育プログラムセミナー

日時：平成27年12月6日（日）9：30～15：15

場所：畿央大学 KB04教室

テーマ・講師：『生涯学習と理学療法の専門領域』

田平 一行（畿央大学）

『運動器疾患の理学療法（大腿骨頸部骨折の理学療法）』

久野 剛司（白庭病院）

『症例報告・発表の仕方』

徳田 光紀（平成記念病院）

『理学療法の研究方法論（EBPT含む）』

尾川 達也先生（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：62名（うち、会員外0名）

4）第4回新人教育プログラムセミナー

日時：平成28年2月28日（日）9：30～15：15

場所：畿央大学 KB04教室

テーマ・講師：『地域リハビリテーション（生活環境支援も含む）』

西田 宗幹（秋津鴻池病院）

『一次救命処置と基本処置』

増田 崇（奈良県総合医療センター）

『高齢者の理学療法』

高取 克彦（畿央大学）

『クリニカルリーズニング』

徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：61名（うち、会員外1名）

3. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

研修部（公1）

部長 後藤 総介

1. 部会 4回開催

2. 研修会調整会議 1回開催

3. 研修会の開催

1) 第1回研修会

日 時：平成27年7月12日（日）13時00分～16時00分

会 場：畿央大学 P301 講義室

テーマ：「理学療法士のキャリアアップとこれから」

講 師：友清 直樹（山王リハビリ・クリニック：理学療法士）

荒木 智子（神戸国際大学リハビリテーション学部：理学療法士）

参加人数：24名（会員22名 非会員2名）

2) 理学療法士講習会（基礎編）

日 時：平成27年8月9日（日）9時00分～16時20分

会 場：畿央大学 P201 講義室

テーマ：「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」

講 師：松尾 篤 （畿央大学）

徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：127名（会員127名 非会員0名）

3) 第2回研修会

日 時：平成28年1月31日（日）9時30分～12時30分

会 場：関西学研医療福祉学院 南館6階

テーマ：「今さら聞けない脳性麻痺」

講 師：古川 智子（関西学研医療福祉学院 理学療法学科 学科長）

参加人数：32名（会員31名 非会員1名）

4) 理学療法士講習会（基礎編理論、応用編）

日 時：平成27年2月20日（土） 9時00分～16時20分

会 場：畿央大学

テーマ：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

講 師：田平 一行（畿央大学）

増田 崇（奈良県総合医療センター）

山科 吉弘（藍野大学）

赤壁 知哉（奈良市立奈良病院）

参加人数：40名（会員39名 非会員1名）

5）特別研修会

日 時：平成28年3月28日（月）19時15分～21時00分

会 場：橿原文化会館 小ホール

テーマ：「リハビリテーションの現状と今後について」

講 師：小川 かつみ（公益社団法人 日本理学療法士協会 副会長）

参加人数：162名（会員116名 非会員46名）

学術誌部（公1）

部長 岡田 洋平

1. 学術誌部 部会 メール会議 1回

論文の投稿、査読状況等について

2. 学術誌の発刊

雑誌名：「奈良理学療法学」（8）平成28年3月31日発行

1）投稿論文の査読

2）論文、記事、学会抄録等の編集作業

3. その他

奈良理学療法学の成果を広く公表し、会員外にも共有するため以下の宛先に奈良理学療法学を送付した。

1）国立国会図書館 収集書誌部 逐次刊行物・特別資料課 受入係への奈良理学療法学第6号、第7号の送付

2）株式会社メテオ 札幌データセンターへの奈良理学療法学第6号、第7号の送付

広報局

局長 松村 明子

会誌部（公1）

部長 堀口 元司

1. 部会開催 4回開催
2. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第21号発行
3. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第22号編集 (160部)

ホームページ管理部 (公1・管理)

部長 赤松 眞吾

1. 奈良県理学療法士協会 ホームページ更新
 - 1) 学会・研修会 総数 123件
 - 2) 新着情報 総数件127
 - 3) お知らせ 総数件123
 - 4) 登録アドレス総数(現時点) 総数519件
 - 5) お知らせメール配信 総数70件
 - 6) 各部報告、総会資料・議事録、理事会議事掲載 総数25件
 - 7) 求人広告 総数17件
 - 8) バナー作成 総数5件
 - 9) 関連学会・研修会登録 総数105件
 - 10) ホームページ編集権限管理を各部に設定(進行中)
2. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正
 - 1) 決済システム: クレジットカード、コンビニ利用開始

各委員会

第25回奈良県理学療法士学会準備委員会 (公1)

学 会 長 藤川 和仁
準備委員長 細川 彰子

第25回奈良県理学療法士学会の開催

1. 日時: 平成27年6月28日(日)
2. 会場: 奈良県産業会館 大ホール、大会議室、展示ホール
3. 内容

◆特別講演

「下肢の運動器疾患に対する理学療法の考え方」

講師: 大工谷 新一(株式会社 ケアリビング)

◆教育セミナー

- ・奈良県神経系理学療法勉強会

「神経系理学療法の現在と今後の課題」

講師：喜多 頼広（西大和リハビリテーション病院）

- ・発達障害児・者勉強会

「障害像の変化と発達障害児・者勉強会の役割」

講師：田所 朋洋（東大寺福祉療育病院）

- ・健康増進

「あらゆる世代における健康増進、予防分野での理学療法の可能性」

講師：松本 大輔（畿央大学）

- ・呼吸・循環

「超急性期における呼吸リハビリテーション」

講師：赤壁 知哉（市立奈良病院）

◆一般演題（口述発表のみ） 16 題

参加人数：188名（会員175名 非会員6名 学生7名）

◆フードコート

◆書籍販売

第26回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 堀内 成浩

準備委員長 高島 正治

会議10回開催

1. 準備委員長の選出
2. 特別講演・教育セミナー講師選出・依頼・内諾
3. 開催日の決定
4. 会場の選定・予約
5. 趣意書・演題募集要項の作成・配送
6. 査読者・座長の選出

表彰審査委員会（他1）

委員長 堀口 元司

1. 表彰式準備運営

第25回奈良県理学療法士学会において表彰式を執り行った。

表彰内容：

1) 日本理学療法士協会

協会賞 門脇 明仁（奈良県総合医療センター）

2) 奈良県理学療法士協会 学術奨励賞

学会長賞 榮崎 彰秀（奈良西部病院）

新人賞 尾上 望実（西大和リハビリテーション病院）

2. 委員会 1回開催

新人研修委員会（公1）

委員長 和田 善行

1. 委員会開催（5回開催）

2. なら新人研修システム講習会

1) 「呼吸器リハビリテーション」コース

平成27年5月27日～平成27年6月24日（全8回） 19：30～21：00

畿央大学・エルトピア中和

コーディネーター 和田 善行（平成記念病院）

受講者31名（会員30名 非会員1名 修了証発行25名）

講師

田平 一行（畿央大学）

増田 崇（奈良県総合医療センター）

田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）

後藤 総介（天理よろづ相談所病院）

坂本 雅尚（平成記念病院）

和田 善行（平成記念病院）

2) 「循環器リハビリテーション」コース

平成27年7月15日～平成27年8月19日（全6回） 19：30～21：00

畿央大学・高井病院・奈良労働会館

コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）

受講者28名（会員28名 非会員0名 修了証発行14名）

講師

田平 一行（畿央大学）

増田 崇（奈良県総合医療センター）

後藤 総介（天理よろづ相談所病院）

石田 圭佑（高井病院）

中村 洋貴（高井病院）

3)「装具・車椅子」コース

平成27年9月2日～平成27年10月21日（全7回）19：30～21：00

畿央大学・奈良県総合リハビリテーションセンター・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

受講者12名（会員12名 非会員0名 修了証発行5名）

講 師 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
伊藤 英登（奈良県総合リハビリテーションセンター）
荒木 健（奈良県総合リハビリテーションセンター）
太田 真介（奈良県総合リハビリテーションセンター）
山田 哲也（奈良西部病院）
松田 強史（奈良西部病院）

4)「訪問リハビリテーション」コース

平成27年10月28日～平成27年12月2日（全7回）19：30～21：00

畿央大学・ウエルケア悠

コーディネーター 中谷 充志（喜多野診療所 訪問リハビリテーション）

受講者11名（会員11名 非会員0名 修了証発行7名）

講 師 増田 崇（奈良県総合医療センター）
中村 貴信（介護老人保健施設 ウェルケア悠）
中谷 充志（喜多野診療所 訪問リハビリテーション）
堀田 修秀（介護老人保健施設 鴻池荘）
淵脇 崇（土庫病院）
中川 勝利（訪問看護ステーション みそら）
山本 和典（訪問看護ステーション あおい）

5)「脳卒中リハビリテーション」コース

平成27年9月24日～平成27年12月3日（全6回）19：30～21：00

コーディネーター 喜多 頼広（西大和リハビリテーション病院）

受講者40名（会員40名 非会員0名 修了証発行24名）

講 師 徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）
喜多 頼広（西大和リハビリテーション病院）
赤壁 知哉（市立奈良病院）
生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
石垣 智也（訪問看護リハビリステーションフィットケア）

6)「運動器リハビリテーション」コース

平成28年1月23日～平成28年2月10日（全8回）19：30～21：00

畿央大学・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 久野 剛史（白庭病院）

受講者 46名（会員 45名 非会員 1名 修了証発行 33名）

講師 榮崎 彰秀（奈良西部病院）

久野 剛史（白庭病院）

徳田 光紀（平成記念病院）

唄 大輔（平成記念病院）

専門領域委員会（他 1）

委員長 田平 一行

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進
勉強会についてニュースなどで広報し、登録の推進を行った。
2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理
 - 1) 委員会を 2 回開催し、各勉強会の代表者から活動報告と名簿の提出を受けた。
 - 2) 平成 27 年度は、下記の 5 つの勉強会が活動した。
 - ・呼吸器循環器系勉強会
 - ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会
 - ・発達障害児・者勉強会
 - ・3 学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会
 - ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会
 - ・リハビリテーション研究方法論勉強会（休会）
3. 各勉強会活動の支援
勉強会の活動内容や勉強会が主催・共催する研修会について、書類の郵送やHPで案内した。
4. 本会と各勉強会が共催して研修会を行った。
 - ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会
 - 日時：平成 27 年 11 月 14 日・15 日
 - 場所：大和高原 ボスコヴィラ
 - テーマ：「肩関節の理学療法 ―拘縮治療を中心に―」
 - 共催：奈良県理学療法士協会、奈良整形外科リハビリテーション勉強会
 - 講師：福吉正樹（名古屋スポーツクリニック）
 - 参加者：42 名（会員 41 名、会員外 1 名）
 - ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会
 - 日時：平成 27 年 9 月 5 日
 - 場所：畿央大学
 - テーマ：「理学療法士だからできる腰痛予防と生活習慣病予防の実践」

共催：奈良県理学療法士協会、健康増進・疾病予防・障害予防勉強会

講師：浅田史成（大阪労災病院 治療就労両立支援センター）

参加者：14名（会員12名、会員外2名）

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 藤川 和仁

ブロック別症例検討会の開催を中心に事業を行った。

1. 全体会議 1回

2. 各ブロック会議

北和ブロック 2回

中和ブロック 2回

南和ブロック 2回

3. 各ブロック事業内容

1) 北和ブロック症例検討会

①第1回症例検討会

日時：平成27年11月20日（金）19時00分～21時00分

会場：奈良市北部会館 市民文化ホール

演題数：7題

参加者：62名（うち非会員3名）

②第2回症例検討会

日時：平成27年11月27日（金）19時00分～21時00分

会場：奈良市北部会館 市民文化ホール

演題数：7題

参加者：58名

2) 中和ブロック

①第1回症例検討会

日時：平成27年11月13日（金）19時00分～21時00分

会場：畿央大学 P301教室

演題数：3題

参加者：27名（うち非会員1名）

3) 南和ブロック症例検討会

①第1回症例検討会

日時：平成27年11月6日（金）19時00分～21時00分

会場：かしはら万葉ホール 研修室2

演題数：5題

参加者：57名

選挙管理委員会(管理)

選挙管理委員長 小川 孝

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う平成27、28年度役員選挙の実施
 - 1) 役員選挙に関する立候補締め切り
 - 2) 役員選挙に関する広報
 - 3) 定期総会での役員選挙の実施
2. 日本理学療法士協会代議員選挙に関する選挙管理運営委員会実施
 - 1) 平成27年度第1回選挙管理委員会開催
選挙管理委員及び選挙管理委員長の選出
日本理学療法士協会代議員選挙の流れ、日程
選挙管理委員及び選挙管理運営委員の役割など
 - 2) 代議員選挙の協会員への周知活動実施
代議員選挙ポスター、代議員選挙の告示、実施要綱等の協会ホームページへの掲載
代議員選挙投票から開票結果に至るまでの報告など

スポーツメディカルサポート委員会(公1)

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - 1) 奈良マラソン救護部会会議 3回
 - 2) 委員会議：今年度は電話での打ち合わせのみ。(マラソン大会後に実施予定)
2. 勉強会
2015年に奈良県理学療法士協会主催で9回実施予定。
3. 高校野球のサポート
春季近畿大会奈良予選大会
全国高校野球選手権大会奈良予選大会
秋季近畿大会奈良予選大会
以上3大会のサポートを実施
45名の会員が3名/日のシフト制で参加した。
4. マラソン大会

平成27年12月13日（日）に33名の会員が参加した。

今年度は第0・1救護所に3名ずつ。第5・8・9・12救護所に1名ずつ。第7救護所に23名で配置した。

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 佐藤 豪

1. 部会 8回開催

2. 介護予防推進リーダー研修の開催

日時：平成27年10月11日（日） 10：00～17：00

場所：白鳳短期大学 201教室

参加人数：会員8名、会員外0名

3. 地域包括ケア推進リーダー研修の開催

日時：平成28年2月21日（日） 10：00～16：00

場所：白鳳短期大学

参加人数：会員25名、会員外1名

4. 地域包括ケア推進研修

第1回

日時：平成27年4月23日（木） 19：00～21：00

場所：畿央大学 P203号室

内容：・これまでの地域包括ケアに対する協会の取り組みと現状

講師：中村貴信（介護老人保健施設ウエルケア悠）

・地域ケア会議についての報告

講師：徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

堀田 修秀（秋津鴻池病院）

参加人数：会員40名、会員外1名

第2回

日時：平成27年10月14日（水） 19：00～20：30

場所：畿央大学C第1会議室

内容：各市町村の事業報告と連絡体制の確認

第3回

日時：平成28年3月11日（金） 19：00～21：00

場所：畿央大学P203号室

内容：・各市町村の介護予防事業、地域ケア会議の開催状況と会員の参加状況の確認
・ネットワーク体制の再編成について

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集
2. (公社) 日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟との連絡
3. 役員勉強会開催

日 時	平成27年10月24日（土）14時～14時30分
会 場	事務所
講 師	小川克巳（(公社) 日本理学療法士協会副会長）
人 数	16人

公的委員会報告

奈良県医療推進協議会

委員 石橋 睦仁

この協議会の目的は、奈良県民の健康の増進と福祉の向上を図るため、奈良県における医療・介護・保健及び福祉行政の拡充強化をめざし、積極的に諸活動を推進することです。

役員会：平成27年12月19日（土） 午後4時から、奈良商工会議所にて。

- ・各構成団体の役員交代に伴う本協議会役員名簿の変更について
- ・「国民医療を守るための国民運動」の展開について
- ・決議（要望）の採択について

奈良県障害者介護給付費等不服審査会

委員 石橋 睦仁

総会：平成27年12月3日（木） 奈良商工会議所にて。

不服審査状況、意見交換

日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会

幹事 石橋 睦仁

日本医療マネジメント学会の各都道府県に設置されている奈良支部である。毎年学術集会を開催し、医療マネジメントの多職種による強化を推進している。

幹事会を年2回開催。学術集会を年1回、幹事所属の主幹病院が担当となり開催。

日本医療マネジメント学会第11回奈良支部学術集会

担 当：近畿大学医学部奈良病院

日 時：平成28年1月30日（土）

会 場：奈良県社会福祉総合センター

テーマ：「地域で支える医療」

内 容：特別講演、教育講演、ランチョンセミナー、一般演題（口述・ポスター）、
機器展示、書籍販売

参加者：360名

日本プライマリ・ケア連合学会

第29回近畿地方会実行委員会

委員 石橋 睦仁

日本プライマリ・ケア連合学会より、近畿2府4県の近畿ブロック支部活動の一環として、学会を各府県医師会が担当して行っている。今年度11月に奈良県立医科大学医師会が担当となり、第29回近畿地方会が開催された。実行委員会委員として昨年度1月より参加している。

毎月1回開催の実行員会にて、企画等検討し、当日の運営及び発表等への協力を本会より行った。

日 時：平成27年11月29日（日） 午前9時30分～午後5時

会 場：奈良県社会福祉総合センター

テーマ：つなぎ育てる、明日へのケア

～10年後にも輝き続ける地域医療を目指して～

内 容：特別講演、学長講演、教育講演、ランチョンセミナー、シンポジウム、一般演題（口述・ポスター）等

※詳細はホームページ参照

<http://web.apollon.nta.co.jp/primarycare29kinki/index.html>

奈良県高次脳機能障害

リハビリテーション講習会実行委員会

委員 西田 宗幹

今年度も社団法人日本損害保険協会助成事業として、第15回は当事者・家族、医療関係者を対象に、第15回は当事者と家族を中心の講座として、奈良県脳外傷友の会あすかが事務局となり開催された。同会会員、医師、PT、OT、ST等での実行委員会にて第15回、第16回講習会の企画・運営。実行委員会議は計4回実施。第15回はスタッフとして参加。

第15回講習会

日 時：平成27年9月6日（日）午後1時～5時

会 場：奈良県社会福祉総合センター 大ホール（橿原市）

参加者：158名

内 容：当事者からの体験談

高次脳機能障害者への支援に関わってこられた言語聴覚士からの講演

委員会言語聴覚士によるワークショップ

第16回講習会

日 時：平成28年1月10日（日）午後1時～4時40分

会 場：大和郡山市市民交流館 3階 大会議室・小会議室（大和郡山市）

参加者：60名

内 容：「高次脳機能障害患者への自立・介護者なき後を考える」をテーマに

支援者の講演

交流会

3 団体合同訪問リハビリテーション

実務者研修会 運営委員会

委員 西田 宗幹

平成27年12月5日、20日の2日間、畿央大学において奈良県理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会合同で第6回訪問リハビリテーション実務者研修会を開催した。参加者はPT28名、OT14名、ST10名の延べ52名であった。運営委員会会議は全6回開催。

研修内容は、平成27年度の介護保険改正を受けて「活動・参加につながる在宅・訪問リハビリテーション」をテーマに、制度の事、回復期リハビリテーション病棟や在宅・訪問リハビリテーションにおける活動や参加へのアプローチ、その上で重要となる住宅改修に関する内容を実施した。

今後のテーマに関しては、制度上必要とされているリハの在り方として、しばらくは同テーマで継続する必要性が考えられた。また、参加人数が伸びなかったこともあり、広報の時期や方法など検討し、マニュアルの修正も行っていく。

奈良県介護実習・普及センター運営委員会

委員 佐藤 豪

平成28年3月10日（木）13：30～15：00 奈良県介護実習普及センターにおいて、平成27年度の運営委員会が行われた。

今年度も計画通り事業が開催されたこと、来年度の事業案では新たに高齢者虐待・成年後見制度の介護講座が開催予定であることの報告がされた。その他として、センター近くまでバスの運行が可能であれば来館しやすいのではないか、展示物の新商品案内を工夫してみてはどうか、介護の日と福祉用具の日のイベントのありかたについて等が意見交換された。

高次脳機能障害支援体制検討委員会

委員 松村 明子

年度末に高次脳機能支援センターの事業報告が行われるが、今年度は各委員の日程調整が合わず、年度内開催は延期となる。4月以降の委員会開催となるため、来年度末に併せて報告する。

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,957,901	3,424,828	△ 466,927
前渡金	284,646		284,646
未収会費	860,000	652,500	207,500
流動資産合計	4,102,547	4,077,328	25,219
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
事務所移転積立金	8,968,129	8,262,129	706,000
備品購入積立金	1,746,313	1,914,161	△ 167,848
特定資産合計	10,714,442	10,176,290	538,152
(3) その他の固定資産			
什器備品	438,606	189,683	248,923
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	2,268,000	2,916,000	△ 648,000
保証金	200,000	200,000	0
その他固定資産合計	2,981,590	3,380,667	△ 399,077
固定資産合計	13,696,032	13,556,957	139,075
資産合計	17,798,579	17,634,285	164,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	78,840	78,840	0
預り金	11,231	8,931	2,300
流動負債合計	90,071	87,771	2,300
負債合計	90,071	87,771	2,300
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	17,708,508	17,546,514	161,994
(うち特定資産への充当額)	(10,714,442)	(10,176,290)	△ 538,152
正味財産合計	17,708,508	17,546,514	161,994
負債及び正味財産合計	17,798,579	17,634,285	164,294

貸借対照表内訳表

平成28年3月31日現在

(単位 円)

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	642,047	153,487	2,162,367		2,957,901
前渡金	284,646				284,646
未収会費	463,600	45,980	350,420		860,000
流動資産合計	1,390,293	199,467	2,512,787	0	4,102,547
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
事務所移転積立金	5,002,067		3,966,062		8,968,129
備品購入積立金	789,233		957,080		1,746,313
特定資産合計	5,791,300	0	4,923,142	0	10,714,442
(2) その他固定資産					
什器備品	438,604		2		438,606
電話加入権	37,492		37,492		74,984
ソフトウェア	1,814,400	158,760	294,840		2,268,000
賃貸事務所保証金	104,000		96,000		200,000
その他固定資産合計	2,394,496	158,760	428,334	0	2,981,590
固定資産合計	8,185,796	158,760	5,351,476	0	13,696,032
資産合計	9,576,089	358,227	7,864,263	0	17,798,579
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	78,840				78,840
預り金			11,231		11,231
流動負債合計	78,840	0	11,231	0	90,071
負債合計	78,840	0	11,231	0	90,071
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計					
2. 一般正味財産	9,497,249	358,227	7,853,032	0	17,708,508
(うち特定資産への充当額)	(5,791,300)	0	(4,923,142)	0	(10,714,442)
正味財産合計	9,497,249	358,227	7,853,032		17,708,508
負債及び正味財産合計	9,576,089	358,227	7,864,263	0	17,798,579

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	2,024	1,882	142
② 会費収入			
会員会費収入	11,622,500	10,790,000	832,500
賛助会員会費収入	200,000	160,000	40,000
③ 補助金収益	320,000	350,000	△ 30,000
④ 事業収益			
会場整理費	2,027,436	2,185,500	△ 158,064
⑤ 雑収入	13,015	12,298	717
経常収益計	14,184,975	13,499,680	685,295
(2) 経常費用			
① 事業費	(10,284,365)	(9,567,185)	(717,180)
福利厚生費	295,144	285,760	9,384
会議費	356,358	302,882	53,476
旅費交通費	464,650	410,950	53,700
通信運搬費	1,855,451	1,563,482	291,969
什器備品減価償却費	62,843	9,736	53,107
ソフトウェア減価償却費	563,760	281,880	281,880
消耗品費	444,819	935,144	△ 490,325
印刷製本費	2,007,196	2,841,870	△ 834,674
光熱水料費	19,509	20,639	△ 1,130
賃借料	453,240	461,640	△ 8,400
諸謝金	2,059,500	1,077,500	982,000
支払負担金	772,228	732,500	39,728
会場費	818,067	532,362	285,705
広告費	111,600	54,000	57,600
雑費	0	56,840	△ 56,840
② 管理費	(3,738,616)	(3,263,115)	(475,501)
給料手当	14,800		
会議費	496,633	325,159	171,474
旅費交通費	588,813	164,880	423,933
通信運搬費	617,707	363,152	254,555
什器備品減価償却費	2,082	25,000	△ 22,918
ソフトウェア減価償却費	84,240	42,120	42,120
消耗品費	289,499	406,113	△ 116,614
印刷製本費	424,527	339,012	85,515
光熱水料費	18,009	18,303	△ 294

賃借料	418,380	409,380	9,000
保険料	88,710	63,040	25,670
諸謝金	23,200	0	23,200
支払手数料	459,216	440,428	18,788
慶弔費	30,000	25,000	5,000
支払負担金	50,000	0	50,000
20周年記念事業費	0	585,260	△ 585,260
渉外費	132,800	56,268	76,532
経常費用計	14,022,981	12,830,300	1,192,681
評価損益等調整前当期経常増減額			0
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等合計	0	0	0
当期経常増減額	161,994	669,380	△ 507,386
当期一般正味財産増減額	161,994	669,380	△ 507,386
一般正味財産期首残高	17,546,514	16,877,134	669,380
一般正味財産期末残高	17,708,508	17,546,514	161,994
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	17,708,508	17,546,514	161,994

正味財産増減計算書内訳表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	1,045		979		2,024
② 会費収入					
会員会費収入	5,829,472	573,393	5,219,635		11,622,500
賛助会員会費収入	200,000				200,000
③ 補助金収益	320,000				320,000
④ 事業収益					
会場整理費	2,027,436				2,027,436
⑤ 雑収入	13,015		0		13,015
経常収益計	8,390,968	573,393	5,220,614	0	14,184,975
(2) 経常費用					
① 事業費	(9,671,346)	(613,019)	()	()	(10,284,365)
福利厚生費		295,144			295,144
会議費	338,358	18,000			356,358
旅費交通費	448,150	16,500			464,650
通信運搬費	1,715,604	139,847			1,855,451
什器備品減価償却費	62,843				62,843
ソフトウェア減価償却費	518,400	45,360			563,760
消耗品費	376,651	68,168			444,819
印刷製本費	2,007,196				2,007,196
光熱水料費	19,509				19,509
賃借料	453,240				453,240
諸謝金	2,059,500				2,059,500
支払負担金	742,228	30,000			772,228
会場費	818,067				818,067
広告費	111,600				111,600
② 管理費	()	()	(3,738,616)	()	(3,738,616)
給料手当			14,800		
会議費			496,633		496,633
旅費交通費			588,813		588,813
通信運搬費			617,707		617,707
什器備品減価償却費			2,082		2,082
ソフトウェア減価償却費			84,240		84,240
消耗品費			289,499		289,499
印刷製本費			424,527		424,527
光熱水料費			18,009		18,009
賃借料			418,380		418,380

	保険料			88,710		88,710
	支払手数料			459,216		459,216
	支払負担金			50,000		50,000
	諸謝金			23,200		23,200
	慶弔費			30,000		30,000
	渉外費			132,800		132,800
	経常費用計	9,671,346	613,019	3,738,616	0	14,022,981
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,280,378	△ 39,626	1,481,998		161,994
	基本財産評価損益等					0
	特定資産評価損益等					0
	投資有価証券評価損益等					0
	評価損益等合計	0	0	0		0
	当期経常増減額	△ 1,280,378	△ 39,626	1,481,998	0	161,994
2.	経常外増減の部					
	(1)経常外収益					
	経常外収益計	0	0	0	0	0
	(2)経常外費用					
	経常外費用計	0	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	0
	他会計振替額	3,500,000	0	△ 3,500,000	0	0
	当期一般正味財産増減額	2,219,622	△ 39,626	△ 2,018,002	0	161,994
	一般正味財産期首残高	7,277,627	397,853	9,871,034	0	17,546,514
	一般正味財産期末残高	9,497,249	358,227	7,853,032	0	17,708,508
II	指定正味財産増減の部					
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III	正味財産期末残高	9,497,249	358,227	7,853,032	0	17,708,508

財産目録

平成28年3月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	212,866
	預金	普通預金 南都銀行手貝支店	運転資金として	2,745,035
	前渡金		会場使用料等の前払	284,646
	未収会費			860,000
流動資産合計				4,102,547
(固定資産)				
特定資産	事務所移転積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、公益事業の為の資産取得資金として管理されている預金	5,002,067
	事務所移転積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、法人会計の為の資産取得資金として管理されている預金	3,966,062
	備品購入積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	公益事業の必要備品購入の為に管理されている預金	789,233
	備品購入積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	法人会計の必要備品購入の為に管理されている預金	957,080
その他固定資産	什器備品	パソコン4点、プロジェクター	公益事業に使用される備品	438,604
	什器備品	パソコン2点	法人会計に使用される備品	2
	電話加入権		公益事業に使用される電話	37,492
	電話加入権		法人会計に使用される電話	37,492
	ソフトウェア		公益事業に使用されるウェブサイト初期構築費用	1,814,400
	ソフトウェア		収益事業等会計に使用されるウェブサイト初期構築費用	158,760
	ソフトウェア		法人会計に使用されるウェブサイト初期構築費用	294,840
	事務所賃貸保証金		公益事業使用の為の保証金	104,000
	事務所賃貸保証金		法人会計使用の為の保証金	96,000
固定資産合計				13,696,032
資産合計				17,798,579
(流動負債)	未払金	(株)キュービットに対する未払額	ウェブサイト保守費用等の未払分	62,640
	未払金	(株)ペイジェントに対する未払額	決済システムの未払分	16,200
	預り金	源泉所得税	法人会計に係る税理士の源泉所得税	11,231
流動負債合計				90,071
負債合計				90,071
正味財産				17,708,508

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

什器備品、ソフトウェアについては定額法による減価償却を実施している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
事務所移転積立金	8,262,129	706,000	0	8,968,129
備品購入積立金	1,914,161	146,000	313,848	1,746,313
合 計	10,176,290	852,000	313,848	10,714,442

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
事務所移転積立金	8,968,129		(8,968,129)	
備品購入積立金	1,746,313		(1,746,313)	
合 計	10,714,442		(10,714,442)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,220,763	782,157	438,606
ソフトウェア	3,240,000	972,000	2,268,000
合 計	4,460,763	1,754,157	2,706,606

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2. に記載している。

平成 27 年度 中間監査報告書

公益社団法人 奈良県理学療法士協会
会 長 石 橋 睦 仁 様

平成 27 年 11 月 10 日

監 事 門脇 明仁 

監 事 中俣 悦雄 

標記の件について下記の通り監査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

記

業務監査	日時場所	平成 27 年 10 月 24 日	14 : 30 ~ 15 : 00	協会事務所
財務監査	日時場所	平成 27 年 11 月 10 日	19 : 00 ~ 20 : 30	かしの木園

1. 監査の概要

- 1) 業務監査については、総会及び理事会その他の会議の議事録、業務報告書などを閲覧し、業務執行の妥当性を検討した。
- 2) 財務監査については会計帳票、通帳、現金、証拠書類を確認、業務執行との整合性などから、予算執行の妥当性を検討した。

2. 監査結果

- 1) 理事の職務は適正に執行されており、不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はなかったと認める。
- 2) 上半期の事業は概ね順調に執行されている。
- 3) 証拠書類等について監査の結果、予算の執行は順調に推移し、財産は適正に管理運営されている。

以上

監査報告書

公益社団法人奈良県理学療法士協会

会 長 石 橋 睦 仁 様

平成 28 年 4 月 23 日

公益社団法人奈良県理学療法士協会

監 事 門 脇 明 仁



監 事 中 俣 悦 雄



私達は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度における理事の職務執行及び計算書類等の監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法とその内容

(1) 理事の業務執行の監査について

総会、理事会及びその他会議に出席し、理事及び使用人から業務の報告を受け、議事録、業務報告書等を閲覧し、必要に応じて説明を求め業務の妥当性を検討した。

(2) 計算書類等の監査について

会計帳票並びに関係書類を閲覧し、その他必要と思われる手続きを用いて、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書について検討した。

2. 監査の結果

- (1) 理事の職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、適正に職務が執行されたと認める。
- (2) 業務報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく報告しているものと認める。
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録並びに収支計算書は、法人の財務状況及び財産の増減の内容並びに収支の状況を適正に表示しているものと認める。

3. 意見

会員数の増加に伴い財務規模拡大が続き、収支バランスでは支出の割合が増加傾向にある。中長期的視点から収支バランスを検討し、更なる計画的な事業運営を実施されたい。

以上

第 2 号議案

平成 2 8 年度事業計画・予算案の承認に関する件

会長 石橋 睦仁

平成 2 8 年度は、前年度に引き続き「事務局機能の強化」、「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」、「政治活動促進」の 3 テーマと、新しく「学術的活動の再編」をテーマとして取り入れ活動していきたいと思います。

「事務局機能の強化」は、増加する各局、部、委員会の事務作業を、事務員を雇用したことにより、軽減を図り、ホームページの活用をより促進し、多様化する事務機能の強化を図っていきます。まだ 1 名の事務員雇用ですので、もう 1、2 名の雇用をと考えています。ただし、収支予算のバランスを考えながら、今後の公益的事業も併せて検討する必要があります。

「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」は、各リーダー導入研修を継続して行い、研修修了者を増やし、今年度より、実際に地域での活動をより具体的にイメージしやすいように、アドバンス研修のコースを行います。これらの研修は、リハビリテーション 3 団体（奈良県作業療法士会、奈良県言語聴覚士会）協力のもと人材育成を進めていきます。また、介護保険部と地域包括ケアシステム推進委員会との密接な関連・調整があり、今年度調整内容と組織運営が効率的になるよう検討していきます。

「政治活動促進」は、今年度より一層の団結と活動が必要になります。我々理学療法士の未来を見据えて頑張りましょう。よろしくお願いいたします。

「学術的活動の再編」は、本会の研修部、新人研修委員会の研修と日本理学療法士協会の講習会、研修会、関連団体等の研修会など、研修自体が多岐にわたり行われています。県民への還元が第 1 義ですが、会員のメリットも考え、本会の研修会の在り方を検討していきます。

事務局

総務部（管理）

1. 定款・定款細則および諸規程の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管

6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務

会員管理部（他 1 ・ 管理）

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業
5. 慶弔に関する事業
6. その他

財務部（管理）

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

福利厚生部（他 1 ）

1. 福利厚生部事業開催
2. 傷害保険管理

社会局

医療保険部（公 1 ）

1. 情報収集
2. 日本理学療法士協会との連絡
3. 医療保険に関する情報提供
4. 情報交換会

介護保険部（公 1）

1. 部会の開催（年に約 4 回の開催を予定）
2. 介護保険に関する情報収集および情報提供、相談窓口
3. 介護・福祉分野に従事する理学療法士および関連職種との連携
4. 介護予防事業および地域包括ケアへ参画する為のセミナーの開催

社会福祉部（公 1）

1. 社会資源の情報収集と情報提供を行う。

理学療法啓発部（公 1）

1. 理学療法フェスタ（未定：イベントタイトル）
介護予防・健康増進キャンペーン（共通タイトル）
日時：未定（平成 28 年度下期に開催予定）
時間：未定
場所：未定
以下の 3 企画を同時開催予定
 - 1) 第 24 回 公開講座の開催
テーマ：未定
講師：現在交渉中
 - 2) 理学療法啓発活動
相談会、奈良県理学療法士協会グッズ配布、パネル展示、ビデオ放映、リーフレット
 - 3) 体力測定
2. 第 5 回 理学療法川柳募集
3. 新聞広告掲載作業の管理・運営
4. なら介護の日 2016 の運営協力

5. 平成29年度 第25回 公開講座の企画

学術局

生涯学習部（公1）

1. 部会の開催

年3～4回の開催を予定

2. 新人教育プログラムセミナーの開催

必須初期研修5テーマを含む14テーマを実施

1) 第1回新人教育プログラムセミナー：平成28年5～6月予定

2) 第2回新人教育プログラムセミナー：平成28年8～9月予定

3) 第3回新人教育プログラムセミナー：平成28年11～12月予定

4) 第4回新人教育プログラムセミナー：平成29年2～3月予定

3. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

研修部（公1）

1. 部会の開催

年3回の開催予定

2. 研修会の開催

1) 第1回研修会

日 時：平成28年上半期 開催予定

会 場：未定

テーマ：未定

講師：未定

2) 理学療法士講習会（基本編 理論）

日 時：平成28年8月21日（日）9時00分～16時20分

会 場：畿央大学 KB04教室

テーマ：「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」

講師：①松尾 篤（畿央大学）

②徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

③生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）

3) 第2回研修会：平成28年下半期 開催予定

会 場：未定

テーマ：未定

講師：未定

4) 理学療法士講習会（基本編 理論）

日 時：平成29年2月18日（土）9時00分～16時20分

会 場：畿央大学

テーマ：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

講師：①田平 一行（畿央大学）

②増田 崇（奈良県総合医療センター）

③山科 吉弘（藍野大学）

④赤壁 智哉（奈良市立奈良病院）

学術誌部（公1）

1. 学術誌編集・発刊

1) 誌名：「奈良理学療法学」

2) 投稿原稿の受付から査読、編集作業、印刷、発刊

3) 発刊予定：平成29年3月

4) その他：ホームページへの投稿論文の募集案内

広報局

会誌部（公1）

1. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第22号編集・発行

2. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第23号編集

ホームページ管理部（公1・管理）

1. 奈良県理学療法士協会 ホームページ更新

1) 随時更新

2) ホームページ編集権限管理：各部にユーザー名、パスワードを設定し、各部での掲

載、編集

2. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正

1) キュービットに連絡して不具合等修正

2) 決済システム：キャリア決済の開始

各委員会

第26回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

第26回奈良県理学療法士学会の開催

1. 日時：平成28年6月19日（日） 9：30～16：40

2. 会場：いかるがホール 大ホール、小ホール、研修室

3. 内容：テーマ 「理学療法の治療戦略 ～治療の組み立て方～」

◆特別講演

「クリニカルリーズニング」

講師：紀伊 克昌 （森ノ宮病院 名誉副院長）

◆教育セミナー

「私の小児理学療法戦略～知識と技術と人間性～」

講師：尾崎 文彦 （東大寺福祉療育病院）

「リスク管理（仮）」

講師：中村 洋貴 （高井病院）

◆一般演題（口述発表のみ）

19演題

第27回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岡本 敦
準備委員長 岩田 健二

1. 準備委員の選出

2. 開催日程の決定

3. 会場の選定、予約

4. 特別講演、教育セミナー講師選出・依頼・内諾

5. 趣意書発行

6. 演題募集、抄録原稿依頼

7. 査読者選出と依頼
8. 座長選出

表彰審査委員会（他1）

1. 表彰式準備・運営
2. 各種表彰審査

新人研修委員会（公1）

平成28年度は、全6コースの開催予定です。

1. なら新人研修システム 講習会開催予定
 - 1) 「呼吸器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 田岡 久嗣（天理よろず相談所病院 白川分院）
 - 2) 「循環器リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）
 - 3) 「装具・車椅子」コース（全7回予定）
コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
 - 4) 「訪問リハビリテーション」コース（全7回予定）
コーディネーター 中谷 充志（喜多野診療所 訪問リハビリテーション）
 - 5) 「運動器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）
 - 6) 「脳卒中リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 喜多 頼広（西大和リハビリテーション病院）

専門領域委員会（他1）

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進
2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理
3. 各勉強会活動の支援
4. 奈良県理学療法士協会と勉強会の共催の研修会の開催（2回程度）

ブロック活動推進委員会（公１）

1. 委員会、ブロック会議の開催
2. ブロック別症例検討会の開催
3. ブロック活動の検討
4. ブロック活動の支援

選挙管理委員会（管理）

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う平成２９，３０年度役員選挙の実施
 - 1) 告示による立候補者の受け付け（自薦、他薦）
2. 日本理学療法士協会役員選挙の実施

スポーツメディカルサポート委員会（公１）

1. 打ち合わせ
 - ①高校野球サポートの会議は随時開催
 - ②奈良マラソン救護部会会議は随時開催
 - ③委員の会議は勉強会後に毎回実施
2. 勉強会

２０１６年に奈良県理学療法士協会主催で９回実施予定。
3. 高校野球のサポート

段取りは２０１５年度同様で実施予定。
4. マラソン大会

段取りは２０１５年度同様で実施予定。

地域包括ケアシステム推進委員会（公１）

1. 委員会の開催
2. 研修会の開催
 - 1) 推進リーダー研修会の開催
 - ・介護予防推進リーダー研修

- ・ 地域包括ケア推進リーダー研修
- 2) リーダー研修会の開催
- 3) アドバンスコースの開催

政策委員会（管理）

1. 政治参画に関する情報収集
2. (公社) 日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟との連絡

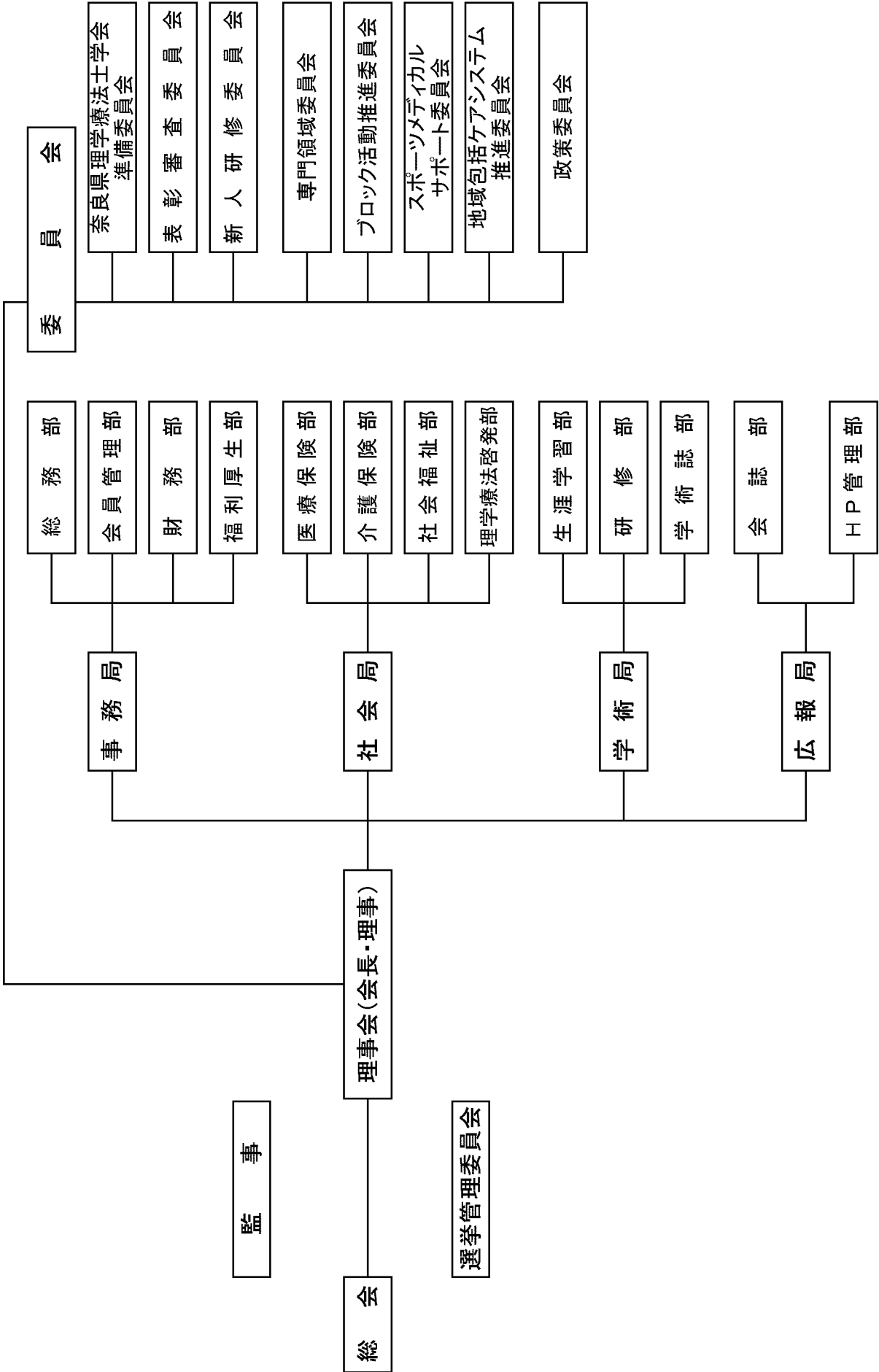
平成28年度 収支予算書
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位 円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 会費収入				
会員会費収入	6,324,000	601,400	5,474,600	12,400,000
賛助会員会費収入	200,000			200,000
② 事業収入				
会場整理費	2,186,400			2,186,400
③ 雑収入	200,000			200,000
経常収益合計	8,910,400	601,400	5,474,600	14,986,400
(2) 経常費用				
① 事業費				
福利厚生費		374,000		374,000
会議費	751,000	51,000		802,000
旅費交通費	260,000			260,000
通信運搬費	1,502,400	30,000		1,532,400
什器備品減価償却費	128,227			128,227
ソフトウェア減価償却費	518,400	45,360		563,760
消耗品費	642,712	29,000		671,712
印刷製本費	976,640			976,640
光熱水料費	50,000			50,000
賃借料	450,000			450,000
諸謝金	2,185,000			2,185,000
支払負担金	745,000	60,000		805,000
会場費	654,348			654,348
広告費	130,000			130,000
雑費		90,000		90,000
② 管理費				
給料手当			1,600,000	1,600,000
会議費			552,000	552,000
旅費交通費			400,000	400,000
通信運搬費			480,000	480,000
ソフトウェア減価償却費			84,240	84,240
消耗品費			323,000	323,000
印刷製本費			430,000	430,000
光熱水料費			50,000	50,000
賃借料			450,000	450,000
保険料		105,000		105,000
諸謝金			60,000	60,000
支払手数料			430,000	430,000
支払負担金			30,000	30,000
会場費			20,000	20,000
慶弔費		50,000		50,000
雑費				0
経常費用計	8,993,727	834,360	4,909,240	14,737,327
当期経常増減額	△ 83,327	△ 232,960	565,360	249,073
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				0
経常外費用計				0
当期経常外増減額				0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△ 83,327	△ 232,960	565,360	249,073
一般正味財産期首残高	6,864,461	279,493	11,183,912	18,327,866
一般正味財産期末残高	6,781,134	46,533	11,749,272	18,576,939
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	6,781,134	46,533	11,749,272	18,576,939

資料

(公社)奈良県理学療法士協会組織



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であつて理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第 1 条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第 2 条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第 3 条 この法人の定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1 年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第 4 条 この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。会費納入期限は原則として 5 月 31 日とする。

2 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第 5 条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第 7 条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第 8 条 部長及び委員の任期については、定款第 27 条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなけ

ればならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関すること
- ② その他
- 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関すること
 - ② その他
- 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 4. 社会局長は以下を統括する。
 - 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関すること
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関すること
 - ③ その他
- 5. 広報局長は以下を統括する。
 - 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
 - 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
- 6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他

2) 奈良県理学療法士学会準備委員会

- ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
- ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
- ③ その他

3) 公開講座準備委員会

- ① 公開講座の企画・運営に関すること
- ② その他

4) 表彰審査委員会

- ① 表彰審査に関すること
- ② 表彰式の企画・運営に関すること
- ③ その他

5) 新人研修委員会

- ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
- ② その他

6) 専門領域勉強会管理委員会

- ① 専門領域勉強会の管理に関すること
- ② その他

7) ブロック活動推進委員会

- ① ブロック活動に関すること
- ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
- ③ その他

8) 理学療法士講習会準備委員会

- ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
- ② その他

9) 公益法人化推進委員会

- ① 公益社団法人への移行に関すること
- ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金
 - ③ 支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長 1 名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために 2 名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3) 採決は次の方法の一つとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票

4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。

6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。
よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。

7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。

8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする（郵送による立候補届出の当日消印は有効とする）。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を定める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。

- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨（400字以内）の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後 60 日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人 2 名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者 1 名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に 2～5 名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時 2 以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会 特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。
その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。
- 5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。
- 6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合。奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則 5 条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍 5 年以上の本会会員 3 名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下 P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞 : 県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞 : 県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社) 奈良県理学療法士協会（奈良士協会）会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ① 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）の登録審査
- ② 勉強会の活動内容の確認
- ③ 勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など
- ④ 勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

- 1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。
 - 2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。
7. 勉強会の広報
- 1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。
 - 2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。
8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて
- 勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、

介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良県理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

（1）ブロック間の連絡、調整

（2）ブロック活動に関する懸案の検討

（3）各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

平成28年度一般会計予算案

平成28年4月1日～平成29年3月31日

収入の部

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
会員会費	12,400,000	12,000,000	400,000
賛助会員会費	200,000	200,000	0
会場整理費	2,186,400	2,680,000	
研修会	220,000	150,000	70,000
生涯学習部	750,000	1,100,000	△ 350,000
新人研修委員会	630,000	630,000	0
奈良学会	200,000	200,000	0
理学療法士講習会	386,400	280,000	106,400
援助金	200,000	320,000	△ 120,000
合 計	14,986,400	14,880,000	106,400

支出の部

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
総務部（法人）			
印刷製本費	400,000	400,000	0
会場設備費	20,000	20,000	0
通信運搬費	80,000	80,000	0
事務協力費	30,000	30,000	0
登記代行費	0	100,000	△ 100,000
報告代行費	0	0	0
理事会等会議費	200,000	210,000	△ 10,000
奈良県野球肘検診開催費用協賛金	30,000		
消耗品費	210,000	210,000	0
事務員費用	1,600,000	500,000	1,100,000
部員活動費	12,000	12,000	0
合 計	2,582,000	1,562,000	1,020,000
会員管理部（他1・法人）			
印刷製本費	0	0	0
会場設備費	0	0	0
通信運搬費	50,000	50,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
事務協力費	20,000	20,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
部員活動費	12,000	12,000	0
合 計	182,000	182,000	0

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
財務部（法人）			
通信運搬費	25,000	25,000	0
振込手数料	10,000	10,000	0
顧問税理士料	420,000	420,000	0
事務協力費	10,000	10,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
部員活動費	34,000	30,800	3,200
合 計	549,000	545,800	3,200
福利厚生部（他 1）			
新人歓迎会費	300,000	300,000	0
厚生事業費	70,000	70,000	0
リレーマラソン大会費（昼食費）	2,000	10,000	△ 8,000
リレーマラソン大会費（交通費）	2,000	10,000	△ 8,000
運営費	20,000	20,000	0
通信運搬費	8,000	8,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
部員活動費	18,000	18,000	0
合 計	440,000	456,000	△ 16,000
医療保険部（公 1）			
会場設備費	11,640		11,640
消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000
通信運搬費	0	14,000	△ 14,000
講師謝礼金	30,000	10,000	20,000
部員活動費	10,000	7,200	2,800
合 計	61,640	51,200	10,440
介護保険部（公 1）			
会場設備費	10,000	11,000	△ 1,000
講師謝礼金	107,000	30,000	77,000
講師交通費	15,000		15,000
講師宿泊費	15,000		15,000
通信運搬費	50,000	5,000	45,000
訪問リハビリテーション実務者研修負担金	30,000	30,000	0
消耗品費	10,000	5,000	5,000
部員活動費	24,000	20,000	4,000
合 計	261,000	101,000	160,000
社会福祉部（公 1）			
消耗品費	1,000	3,000	△ 2,000
通信運搬費	1,000	1,000	0
部員活動費	3,000	6,000	△ 3,000
合 計	5,000	10,000	△ 5,000

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
理学療法啓発部（公1）			
講師謝礼金	50,000	20,000	30,000
グッズ作成費	200,000	50,000	150,000
印刷製本費	90,000	172,000	△ 82,000
広告費	130,000	100,000	30,000
会場設備費	100,000	100,000	0
通信運搬費	30,000	30,000	0
昼食費	20,000	15,000	5,000
運営費	30,000	30,000	0
なら介護の日負担金	60,000	60,000	0
奈良県野球肘検診開催費用協賛金	0	30,000	△ 30,000
市町村対抗子ども駅伝負担金	30,000	30,000	0
消耗品費	43,000	43,000	0
部員活動費	30,000	30,000	0
合 計	813,000	710,000	103,000
生涯学習部（公1）			
講師謝礼金	229,000	210,000	19,000
講師交通費	0	0	0
会場設備費	0	0	0
通信運搬費	3,000	3,000	0
近畿学会分担金	625,000	500,000	125,000
消耗品費	30,000	40,000	△ 10,000
昼食費	28,000	32,000	△ 4,000
部員活動費	15,000	42,000	△ 27,000
合 計	930,000	827,000	103,000
研修部（公1）			
講師謝礼金	275,000	555,000	△ 280,000
講師交通費	50,000	62,000	△ 12,000
講師宿泊費	20,000	15,000	5,000
講師接待費	50,000	30,000	20,000
会場設備費	50,000	60,000	△ 10,000
昼食費	50,000	40,000	10,000
通信運搬費	20,000	20,000	0
消耗品費	70,000	160,000	△ 90,000
部員活動費	30,000	71,400	△ 41,400
合 計	615,000	1,013,400	△ 398,400
学術誌部（公1）			
印刷製本費	200,000	1,400,000	△ 1,200,000
通信運搬費	30,000	30,000	0
部員活動費	10,000	10,000	0
合 計	240,000	1,440,000	△ 1,200,000

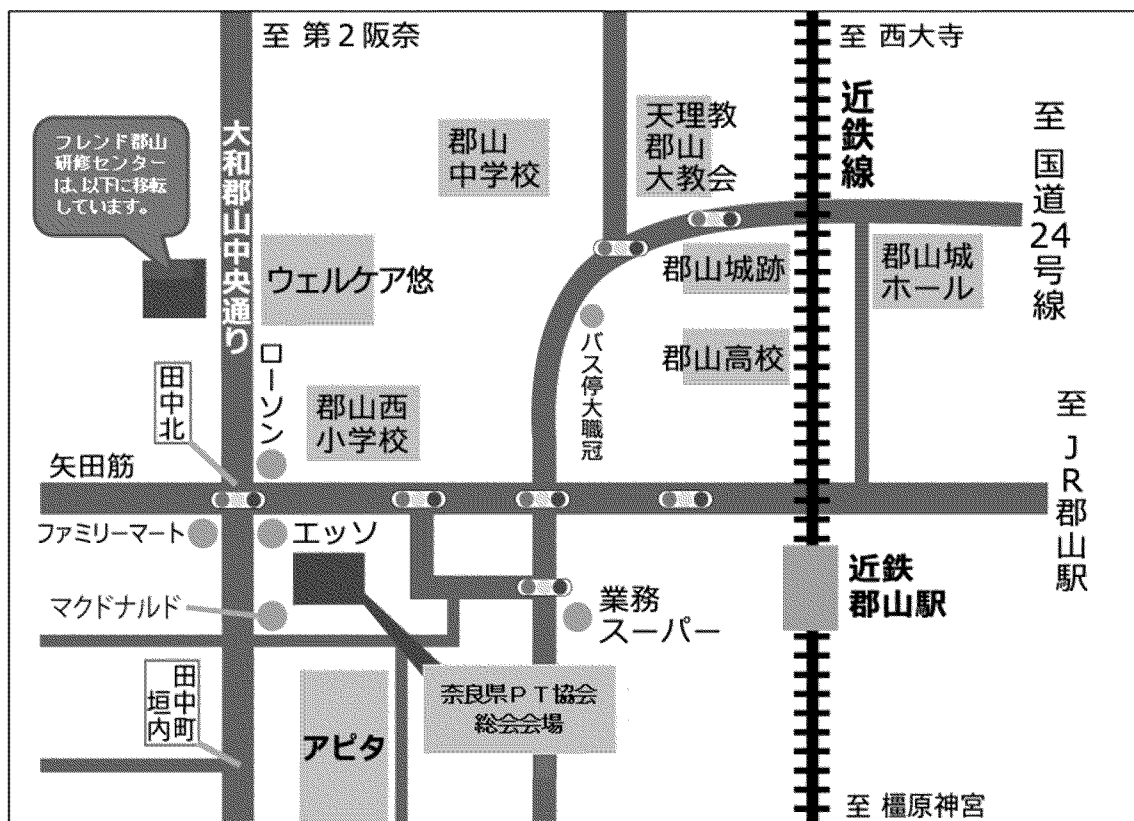
科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
会誌部（公1）			
印刷製本費	386,640	300,000	86,640
通信運搬費	18,400	40,000	△ 21,600
消耗品費	10,000	0	10,000
部員活動費	6,000	5,000	1,000
合 計	421,040	345,000	76,040
ホームページ管理部（公1）			
通信運搬費	1,100,000	1,100,000	0
消耗品費	88,712	45,000	43,712
I T 推進	700,000	700,000	0
部員活動費	3,000	3,000	0
合 計	1,891,712	1,848,000	43,712
第25回学会準備委員会（公1）			
講師謝礼金		50,000	△ 50,000
講師交通費		10,000	△ 10,000
講師接待費		0	0
講師宿泊費		0	0
会場設備費		450,000	△ 450,000
印刷製本費		150,000	△ 150,000
会場運営費		65,000	△ 65,000
運営費		100,000	△ 100,000
昼食費		45,000	△ 45,000
通信運搬費		30,000	△ 30,000
消耗品費		20,000	△ 20,000
部員活動費		60,000	△ 60,000
合 計		980,000	△ 980,000
第26回学会準備委員会（公1）			
講師謝礼金	64,000		64,000
講師交通費	10,000		10,000
講師接待費	0		0
講師宿泊費	0		0
会場設備費	337,708		337,708
印刷製本費	150,000		150,000
会場運営費	65,000		65,000
運営費	100,000		100,000
昼食費	45,000		45,000
通信運搬費	30,000	10,000	20,000
消耗品費	20,000	10,000	10,000
部員活動費	55,000	24,000	31,000
合 計	876,708	44,000	832,708

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
第27回学会準備委員会（公1）			
通信運搬費	10,000		10,000
消耗品費	10,000		10,000
会場設備費	0		0
部員活動費	30,000		30,000
合 計	50,000		50,000
表彰審査委員会（他1）			
記念品	90,000	90,000	0
通信運搬費	2,000	2,000	0
消耗品費	5,000	5,000	0
部員活動費	8,000	6,000	2,000
合 計	105,000	103,000	2,000
新人研修委員会（公1）			
講師謝礼金	840,000	690,000	150,000
講師交通費	0	0	0
通信運搬費	40,000	40,000	0
会場設備費	60,000	60,000	0
印刷製本費	50,000	50,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
部員活動費	87,000	26,000	61,000
合 計	1,097,000	886,000	211,000
専門領域委員会（他1）			
講習会費用負担金	60,000	60,000	0
通信運搬費	20,000	20,000	0
消耗品費	4,000	4,000	0
部員活動費	5,000	12,000	△ 7,000
合 計	89,000	96,000	△ 7,000
ブロック活動推進委員会（公1）			
会場設備費	20,000	20,000	0
通信運搬費	70,000	10,000	60,000
消耗品費	10,000	10,000	0
部員活動費	30,000	50,000	△ 20,000
合 計	130,000	90,000	40,000

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
選挙管理委員会（法人）			
印刷製本費	30,000	30,000	0
通信運搬費	10,000	30,000	△ 20,000
消耗品費	10,000	10,000	0
部員活動費	2,000	6,000	△ 4,000
合 計	52,000	76,000	△ 24,000
スポーツメディカルサポート委員会（公１）			
講師謝礼金	290,000	260,000	30,000
講師交通費	150,000	50,000	100,000
通信運搬費	20,000	0	20,000
消耗品費	100,000	100,000	0
昼食費	60,000	50,000	10,000
部員活動費	20,000	20,000	0
合 計	640,000	480,000	160,000
ＩＴ化・組織検討委員会（公１）			
部員活動費		2,000	△ 2,000
合 計		2,000	△ 2,000
地域包括ケアシステム推進委員会（公１）			
講師謝礼金	300,000	120,000	180,000
印刷製本費	100,000	100,000	0
消耗品費	20,000	15,000	5,000
通信運搬費	5,000	40,000	△ 35,000
昼食費	5,000		5,000
部員活動費	10,000	15,000	△ 5,000
合 計	440,000	290,000	150,000
政策委員会（法人）			
通信運搬費	40,000	40,000	0
部員活動費	2,000	0	2,000
合 計	42,000	40,000	2,000
会長行動費（法人）			
宿泊費	30,000	30,000	0
交通費	120,000	120,000	0
参加費	50,000	50,000	0
昼食費	30,000	30,000	0
通信運搬費	90,000	90,000	0
消耗品費	3,000	3,000	0
合 計	323,000	323,000	0
役員行動費（法人）			
交通費	150,000	150,000	0
参加費	150,000	150,000	0
昼食費	60,000	60,000	0
宿泊費	100,000	100,000	0
通信運搬費	110,000	110,000	0
合 計	570,000	570,000	0

科 目	28年度予算案	27年度予算	増減
事務所費（公 1・他 1・法人）			
賃借料	900,000	900,000	0
通信運搬費	150,000	150,000	0
水道・光熱費	100,000	40,000	60,000
合 計	1,150,000	1,090,000	60,000
保険料（他 1）			
活動保険	100,000	100,000	0
家財保険	5,000	30,000	△ 25,000
合 計	105,000	130,000	△ 25,000
事務所移転積立金	706,000	706,000	0
備品購入積立金	146,000	146,000	0
総 合 計	15,513,100	14,163,400	1,349,700

案内図



※ 奈良県大和郡山市外川町 75（最寄り駅 近鉄郡山駅から徒歩 15 分程度）

※ ショッピングセンター『アピタ』横、大和郡山中央通り沿いの医療モール内『なか小児科』隣が会場になります。（外川簡易局前）